

平成21年第3回砂川市議会定例会

平成21年9月15日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成21年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 平成21年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成21年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 平成21年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

一ノ瀬 弘 昭 君
武 田 圭 介 君
中 江 清 美 君
土 田 政 己 君

○出席議員（13名）

議 長 北 谷 文 夫 君
議 員 武 田 圭 介 君
飯 澤 明 彦 君

議 員 矢 野 裕 司 君
増 田 吉 章 君
中 江 清 美 君

吉 浦 やす子 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
沢 田 広 志 君

一ノ瀬 弘 昭 君
土 田 政 己 君
小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

副議長 東 英 男 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	善 岡 雅 文
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 技 監	中 村 俊 夫
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 善 岡 雅 文

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗 井 久 司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 角 丸 誠 一

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

庶 務 係 長 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 石 川 早 苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、東英男議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第5号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第6号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成21年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 平成21年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第5号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する
条例の制定について、議案第6号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号
平成21年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成21年度砂川市
介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成21年度砂川市病院事業会計補正予算の6
件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 中江清美君（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各
議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月14日に委員会を開催し、委員長に私中江、副委員長に飯澤明彦委員が選出され、
各議案について慎重に審査した結果、議案第5号及び第6号並びに議案第1号から第4号
までの平成21年度一般会計、特別会計、事業会計の4会計補正予算は、簡易による採決
の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号及び第6号、第1号から第4号まで一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。今回の質問は2点でありますけれども、あすにも鳩山政権が誕生するというようなことで、その政権の考え方等々によりまして国の考え方も大きく変わるのかなというふうには思っておりますけれども、現時点での国等々の方針等々を踏まえた中で砂川市の考えというものをお伺いしておきたいなというふうに思っております。

まず、1点目でありますけれども、新型インフルエンザの対応についてであります。ことし4月ごろから日本でも大流行をもたらしている新型インフルエンザ、A型、H1N1型でありますけれども、このウイルスにつきましても高温多湿の条件のもと、盛夏期には終息を見せていました。ところが、8月中旬ごろより再びその猛威を振るって現在に至っております。厚生労働省は当初、WHOの緊急委員会の決定を受けて、感染症予防法の観点から感染者を強制入院の対象にするなど警戒を強めておりました。しかし、その後新型インフルエンザは弱毒性のウイルスであり、致死率も季節性のインフルエンザ同様にきわめて低い値であるとの方針転換を決定いたしまして、全国的に発熱外来を廃止し、すべての医療機関で診察、治療を受けられるようにしたところであります。その結果、国民の警戒意識が低下し、感染予防を軽視する動きが広がりを見せる中、残念ながら国内でも死亡者が発生したところであります。8月末現在での日本国内における新型インフルエンザの感染による死亡者、死者数でありますけれども、8人に至っており、9月の昨日あたりの死者数であればもう10人を超えているというような、そういう状態であります。そこで、市民の皆さんの健康を維持し、感染拡大を防止する観点から今後の新型インフルエンザの

対応などについて幾つかお伺いするものでございます。

まず初めに、（１）番でありますけれども、砂川市における新型インフルエンザ感染の状況がどのようになっているのかお伺いします。

続きまして、（２）番、市民に対する新型インフルエンザ感染予防の周知をどのように行っているのか、その取り組みにつきましてお伺いします。

続きまして、（３）番であります。先日、厚生労働省は新型インフルエンザの予防接種に関する優先順位案を発表したところでありますけれども、その内容がどのようになっているのか、またその案を前提とした場合、市内の対象者数がどの程度と試算されているのかお伺いします。

続きまして、（４）番であります。季節性インフルエンザ予防接種の場合、砂川市では高齢者を対象とした一部助成が行われておりますけれども、今回市民の方々を新型インフルエンザから守るため、予防接種の優先順位に該当する方々のうち、所得制限など一定の基準を設けた中で一部助成を行う考え方についてお伺いします。

続いて、大きな２点目、砂川市ハートフル住まいる事業の充実についてであります。平成１８年に新設された砂川市ハートフル住まいる事業は、事業開始から４年目を迎え、ことし春に継続の手続をしたところであります。市民の方々から、優良住宅を新築あるいはリフォームする上で大変よい制度だと喜ばれておるところであります。また、その評価は砂川市民だけにとどまらず、中心市街地活性化基本計画の中でも内閣府から先進的取り組みとして高く評価されており、全国各地から多くの議員や、あるいは自治体職員が視察に訪れているところであります。このことに対しまして、私も非常にうれしく思っている一人でもあります。そこで、この制度を時代の流れをくんだよりよい制度へと充実させるため、以下の部分につきましてお伺いします。

（１）番目であります。事業開始から多くの市民の皆さんがこの３つに分かれたそれぞれの助成制度を利用しておりますけれども、その利用実績がどのようになっているのかお伺いします。

続いて、小さな２つ目でありますけれども、制度を利用された市民の方々からどのような声が寄せられているのか。

最後でありますけれども、（３）番目、これらの制度をさらによいものにするために助成内容に太陽光や燃料電池、風力など新エネルギーを利用した発電システムを導入した場合の補助を組み込むことで、さらなる制度の充実が図られると私は考えておりますけれども、そのことにつきまして市としての考え方をお伺いし、１回目の質問とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 大きな１の新型インフルエンザの対応についてご答弁を申し上げます。

初めに、新型インフルエンザに関する状況等について申し上げます。新型インフルエンザは、3月にメキシコやアメリカなどで豚インフルエンザH1N1の感染者が多数発生したのが始まりで、国及び北海道では4月28日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザの拡大防止に努めてきたところでありますが、国内では5月に最初の患者を確認、北海道では6月に最初の患者が確認され、以降全国的に感染者数は増加の一途をたどり、8月下旬には全国的な流行期に入り、道内においても学校などで集団発生している状況となっております。

滝川保健所管内における対応といたしましては、5月15日に新型インフルエンザ対策連絡会議が開催され、新型インフルエンザ発生に伴う対応等についての協議を図ったところであります。本市においては、7月17日に海外渡航歴のある1名の方の感染が初めて確認され、関係部局において市民周知を含め協議、対応を図ったところであり、8月25日には市内の小中学生における感染の発生が確認されたことから、同日に第1回新型インフルエンザ対策会議を、8月28日には集団感染と確認されたことから第2回の対策会議を開催し、備蓄マスクの小中学校への配付のほか、市内公共施設への手、指消毒液の設置など新型インフルエンザの拡大防止に向けた対応を図ってきたところであります。また、新型インフルエンザの発生状況につきましては、厚生労働省によりますと9月8日現在の集団発生件数は都道府県で3,720件、入院患者の累計は733人、国立感染症研究所感染情報センターの流行状況では、9月1日現在の患者数の推計は15万人と発表されており、今後ますます増加するものと考えられます。

それでは、ご質問の(1)から(4)についてご答弁申し上げます。初めに、(1)の新型インフルエンザ感染の状況についてのご質問であります。先ほども申し上げましたが、市内における感染者につきましては7月17日に1名の方の感染が初めて確認されました。その後、しばらくの間感染が確認された方はおりませんでした。8月25日に市内の小中学校で新型インフルエンザの可能性が高いインフルエンザA型の感染者が確認され、9月10日現在で市内5つの小中学校合わせて22名のインフルエンザA型の感染者の発生を確認しております。

なお、新型インフルエンザの発生状況の把握体制につきましては、当初は医師からの届け出に基づき、すべての患者数を把握しておりましたが、新型インフルエンザが弱毒性のウイルスであり、患者の集団での発生が急増していることから、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律施行規則が4月24日に改正され、7日以内に2名以上の者がインフルエンザA型に感染した場合に集団感染が疑われるとして、教育施設や社会福祉施設などの設置者が管轄の保健所へ連絡することとなりました。このように報告の方法についても感染者数から発生件数に変更となっており、感染者数につきましては市民に限定して把握できない状況となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(2)の新型インフルエンザ感染予防の周知についてご答弁申し上げます。

市民に対する周知といたしましては、広報すながわ5月15日号、8月1日号、8月15日号で予防や対応方法についてのお知らせをしたほか、市のホームページでは新型インフルエンザに関する最新情報や対応について都度掲載しており、市内で初めての感染者が確認された際には7月19日の新聞にインフルエンザ発生情報のチラシを折り込み、注意喚起を図ってまいりました。また、8月31日には市役所を初めとする市内の公共施設に注意喚起のポスターの掲示及び配布用チラシを備えたところであり、今後におきましても広報すながわ、市のホームページで引き続き情報提供、予防対応について周知してまいります。

続きまして、(3)の予防接種に関する優先順位案とその案を前提とした場合の対象者数の試算についてご答弁申し上げます。国では、ワクチンの供給量が限られ、優先対象者に確実に接種する必要があることから、新型インフルエンザワクチン接種の方針を取りまとめ、9月6日に新型インフルエンザワクチンの接種についての素案に関する意見募集を行い、9月13日に募集を締め切ったところであります。したがって、現段階ではあくまでも国における案でございますが、新型インフルエンザの予防接種に関する優先接種対象者の優先順位は、初めにインフルエンザ患者から感染するリスクが高く、医療体制に支障を来すおそれがあることから救急隊員を含む医療従事者、次に新型インフルエンザに罹患して重症化、死亡する割合が他の対象者に比べ高いことから妊婦、呼吸器疾患、心疾患などの基礎疾患を有する者に、次に海外事例において乳児の入院率が高いこと、国内事例において幼児の重症例が見られ、小児の感染率が高いことが示唆されていることから、1歳から就学前の幼児、次いで1歳未満の乳児は予防接種による効果が小さいため、1歳未満の乳児の両親に接種することとなっております。このほか、優先接種が望ましい者として発症者数の多数が10代以下の若年層で、発症者数が多いため総体的に重症者数が多数発生するおそれのある小、中、高校生及び現時点では発症者数は少ないものの、今後患者数が増加した場合、重症化する高齢者が多数発生する可能性があることから65歳以上の高齢者の順となっております。また、この案を前提とした砂川市の対象者数については、医療従事者が643人、妊婦が68人、基礎疾患を有する者が4,389人、1歳から就学前の幼児が543人、1歳未満の乳児の両親が248人、小、中、高校生が1,711人、65歳以上の高齢者が3,970人と試算しております。

続きまして、(4)の新型インフルエンザ予防接種に係る一部助成についてご答弁申し上げます。現段階では、国からの情報提供がなされておりませんが、新聞等では国は新型インフルエンザワクチンの接種費用について、低所得者に対する公費による負担軽減措置を検討すると報道されているところでもあり、近々国から予防接種に関する要綱等が示されるものと思われませんが、国の具体的な軽減措置の内容や道内各市の状況等も調査の上、検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） ご質問の大きな2の（1）、砂川市ハートフル住まいる助成事業の利用実績についてご答弁申し上げます。

このハートフル住まいる助成事業は、高齢者等安心住まいる、永く住まいる、まちなか住まいるの3つの事業から成っておりますが、事業を開始した平成18年度から平成20年度までの3年間の利用実績について申し上げます。初めに、高齢者等安心住まいる事業の総交付件数は17件で交付金額は244万3,000円、永く住まいる事業の総交付件数は69件で交付金額は1,149万8,000円、まちなか住まいる事業については総交付件数が131件で交付金額は4,656万3,000円であり、これらの3つの事業を合わせた交付件数は217件、交付金額は6,050万4,000円であります。なお、まちなか住まいる事業については、平成21年度より助成率3%としているまちなか居住区域を中心市街地活性化基本計画の中心市街地地域である202ヘクタールに拡大し、中心市街地の活性化に資するまちなか居住を推進しているところであります。

次に、ご質問の大きな2の（2）、これらの制度を利用された方々からのご意見についてのご質問にご答弁申し上げます。この制度を利用された方にはアンケートの協力をいただいておりますが、多かった意見としては住宅の取得や改修のきっかけとなった、また助成の申請時に見積書などの書類審査や完了検査を実施していることから安心して工事ができたなどや、よい制度なので今後も継続してほしいというものであります。

次に、ご質問の大きな2の（3）、ハートフル住まいる助成制度に太陽光、燃料電池、風力などの新エネルギーを利用した発電システムを加えることについてご答弁申し上げます。現在地球規模での温暖化対策の必要性が議論をされ、環境負荷を低減する取り組みが各分野で進められております。住宅の分野においても自然環境の保全に配慮した住まい、住環境づくりが求められており、市としましても省エネルギー基準を満たす公営住宅の建設や環境保全の観点から資源の再利用、廃棄物の適正処理などを進めているところであります。ご質問の新エネルギーや自然エネルギーを利用した発電システムについては、地球温暖化問題の深刻化に伴い、個人レベルでも環境意識が高まっており、特に太陽光を利用した発電システムについてはことし1月に国の住宅用太陽光発電補助金制度が復活し、さらに11月からは太陽光発電による余剰電力の買い取り価格が現行の2倍になるなど、一般家庭で太陽光発電システムを導入するための環境整備が進められております。また、余剰電力の電力会社による買い取り費用分については、来年4月から全世帯で負担することが予定されており、国民全体で低炭素社会づくりに参加することとされております。こうしたことから、砂川市としても地球温暖化対策への取り組みとして自然エネルギーを利用した発電システムの有効性、新エネルギー、省エネルギーの必要性の普及啓発が必要となっており、特に太陽光を利用した発電システムについては二酸化炭素を発生しないことから、低炭素化社会への取り組みとしては効果が大きいものと考えております。しかしながら、普及が進んでいる住宅用太陽光発電システムの設置費で標準的な3.5キロワットの

発電システムの場合、約250万円程度の工事費になりますが、砂川市は降雪量が多いため積雪に対する補強も必要であり、さらに工事費がふえるものと考えております。現在進めています砂川市ハートフル住まいる助成事業の対象に加え、普及拡大を図るためにはいまま少し太陽光などの発電システムの市場価格の動向を見定める必要があり、また豪雪地帯における発電効率などについて調査検討を加えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○一ノ瀬弘昭議員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、既に通告してありますように大きく4つの項目について一般質問として伺ってまいります。

大きな1点目は、行政の効率化等の業務カイゼンについてであります。近年、多くの自治体で財政難が叫ばれ、必要最小限度の人員数に抑えることで人件費の上昇を防いでいます。そのため、行政の抱える業務量と比してゆとりある人員数の確保が難しく、職員一人一人の抱える業務量が増大していく傾向にあります。この傾向は、自治体財政の観点からも人員増が見込まれず、今後も継続されると考えられます。財政的な制約から人員増が困難である一方で、本格的な少子高齢化時代に突入し、介護福祉や社会福祉などに代表されるように行政の役割と行政に対する市民の期待には高いものがあります。その役割を担い、市民の期待にこたえるためにも既存の人員で効率よい行政運営を行っていかねばなりません。そこで、行政の効率化に対する考えについて順次伺います。

(1)として、業務の見直し、効率化などについて、単年度あるいは複数年度の事業について、既存の行政評価制度においてどのように見直され、次年度に反映されているか。

(2)として、トヨタ自動車の経営手法として注目されるカイゼンを手本にして業務改革に取り組む自治体も多く見られるようになってきましたが、そういった経営手法を参考にした業務改革について積極的に取り入れる考えはないか。

(3)として、文書管理を徹底し、文書管理ルールを制定することで各原課での文書管理を統一化し、文書探し時間の短縮や整理整頓を図ることで業務効率の上昇が期待されますが、文書管理のルール化についてどのように考えるか。

次に、大きな2点目、動画投稿サイト、ユーチューブを利用した砂川市自体のPRと移住、定住促進に向けてのPRについてであります。インターネットが各家庭にも普及し、全国のどこからでもアクセスできる環境が日々整ってきています。インターネットでの情報発信は、これからの時代になくはないものであり、その効果は着実に伸びてきていることは明らかです。最近では、無料の動画投稿サイトを利用して自治体が市政や観光などのPRをしたり移住、定住促進をあらゆる層へアピールする場として活用され、自治体によってはかなりの効果があらわれているところも少なくない聞いています。砂川市においてもこのような動画投稿サイトを活用することにより、1として砂川市を対外的に

PRすること、2として単に砂川市自体のPRにとどまらず、その先には砂川市への移住、定住に関心を持ってもらう工夫を施すことが必要です。そこで、動画投稿サイトを利用した対外的PRの実施を検討すべきと考えますが、その点についての考えを伺います。

次に、大きな3点目、市立病院の収益向上、収入確保策についてであります。新市立病院の完成が見えてきた中で、市立病院の経営を安定、強化させる上でも収益向上は避けて通れません。現在の自治体病院を取り巻く経営環境が厳しいことは、砂川市においても変わりありません。現実には危機が迫ってから対処しようとしても、そこから病院の窮状を救うことは困難をきわめます。砂川市は、これからも市立病院をまちの核に据えて医療を中心としたまちの発展に力を入れることを目指しています。現在の砂川市立病院の医療スタッフを初め、多くの方の献身的な努力のたまものの上に今日があり、全国に数多くある自治体病院の中でも高い評価を得ています。その一方で、全国的な人口減少時代を迎え、数字を見る限り毎年入院、外来ともに患者数が減少しています。空知管内においても新病院が開院した他市では、その後の経営が厳しくなったところも見られることから、砂川市においては新病院が開院する前から着実に病院経営の安定を図り、強化させていく上でも積極的な収益向上及び収入確保策を検討することが必要です。そこで、以下の点について順次伺います。

(1)として、医業収益の増収に直結する患者数の確保について、病院の対外的PR機能の強化と患者さんやその家族などから寄せられた要望、不満、苦情に対する処理をできるものから一つ一つ解決していくことが大事です。そのことが病院のイメージアップにつながり、評判が上がれば空知管内の人口が減少しても患者数はふえてくるものと思われます。この点についてどのように考えるか。

(2)として、病院経営は国の動向で変動することが大きいため、日々の努力を怠らず、常に収益、収入の確保を考える必要があります。そこで、わずかな医業外収益でも病院の収益増につながるものであれば、今後医業外収益での増収についても積極的に取り組んでいくべきと考えますが、その点についてどのように考えるか。

(3)として、具体的な収益向上策として他の自治体病院で行われている医療費の領収書に広告を載せたり、駐車場敷地内に看板を掲げたりすることについてどのように考えるか。

(4)として、自治体病院の中には診療報酬等の短期預金について、複数の金融機関に金利を競わせることにより、金利だけでもある程度まとまった金額を収入として得ている例もありますが、砂川市立病院の現状とその点についてどのように考えるか。

最後に、大きな4点目は、中学校における聴講生制度についてであります。世代間交流や地域との協働といった開かれた学校づくりを目的として、地域住民が生徒と一緒に同じ勉強をする聴講生制度を実施している学校があります。多感な時期の生徒が両親や先生にも相談できない悩みを相談したり、いじめの抑止につながるなどの効果も期待されていま

す。地域住民が授業で生徒と一緒に学ぶことで学校に対する理解を深めることができ、地域住民と触れ合うことで生徒にとっても得るものが大きいと期待されています。この点について、教育委員会として制度導入の可否を含め、どのように考えるか伺います。

以上のことをお聞きして、初回の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから大きな1、それから大きな2についてご答弁を申し上げます。

まず最初に、大きな1の行政の効率化等の業務カイゼンについての（1）、業務の見直し、効率化などについて既存の行政評価制度においてどのように見直され、反映されているかについてご答弁を申し上げます。砂川市では、平成13年度から行政サービスの改善、行政の透明性の向上、職員の意識改革を目的として行政評価に取り組み、平成17、18年度には第5期総合計画の第2次実施計画掲載事業である156事業について事務事業評価を行い、平成20年度には第6期総合計画の策定に当たり、これまで取り組んできた各種事業の成果や課題の検証を行い、総合的に検討を加えるため、第3次実施計画掲載事業をもとに事務事業評価、施策評価を行ってきたところであります。行政評価に取り組むことにより、職員は業務の目的や位置づけ、成果や効率性などの課題意識や改善意識を持つこととなり、平成18、19年度において34事業について事業の見直しなどが図られております。さらに、平成19年度に実施いたしました行政改革において行政評価対象以外の事務につきましても事務事業の見直しが行われましたが、行政評価が取り組んだことによる課題意識などがこの見直しにつながったものと考えているところであります。行政評価は、行政サービスを改善するためなどの一つの道具であり、実際に業務を見直す場合には他のさまざまな要素を総合的に判断いたしますので、評価結果のみに基づいて見直すものでないことをご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな1の（2）、トヨタ自動車の経営手法を参考とした業務改革を積極的に取り入れる考えについてお答えをいたします。多くの地方自治体は、国の三位一体改革や経済の停滞などによる税収等の減収により財政難に陥り、財政の健全化に向けて職員人件費の抑制を図るため職員数の削減に取り組んでいるところであります。砂川市においては、一般行政職員について平成11年度以降この10年間に83名の職員数を削減し、平成21年4月1日現在で183名となっているところであり、地方分権の推進による権限移譲や市民ニーズの多様化、新制度の創設などにより行政が担う事務量は増加し、職員1人当たりの業務量が増大している傾向にあり、今後においてもこの傾向は続くものと考えております。

議員ご指摘のトヨタ式経営手法は、付加価値を高めない各種現象や結果を無駄と定義つけた無駄の削減、必要なものを必要なだけ必要なときに生産するジャストインタイム、無駄の徹底的な排除を実現するための自動化、機械化を意味する自動化の3本を柱としたも

のであり、製造部門はもとより間接部門や非製造部門へ適用させた業務改善手法であり、企業側からは称賛され、諸外国でもカイゼンの名で採用する企業もふえ始め、業績を好転させておりますが、一方では会社側にとっての効率性を追求したものであるために多くの効率化を従業員へ求めることにより従業員への負担が著しくふえる結果となっているとの問題点も指摘されております。砂川市では、これまでも効率的で効果的な行政運営が図られるよう平成14年度に庁内LAN体制を構築し、1人1台の端末を設置した中でメール機能やスケジュール管理機能等を備えたグループウェアシステムの導入及び共有ファイルシステムにおいて課、係単位での情報ファイルの共有化を図るとともに平成17年度には財務会計システムの更新を行い、執行管理において手書き伝票を廃止し、システム入力化へ移行するなど業務の効率化、迅速化を図ってきたところであります。また、臨時的業務に対する全庁的な応援体制や係の垣根をなくし、所属長の指揮による課内連携など組織体制の改善、また費用対効果を常に意識した事業の選択など経営感覚を兼ね備えた職員の育成に努め、業務改革に取り組んでいるところでありますが、今後においてもトヨタ式経営手法のすぐれた有効な部分を参考としながら、さらなる業務改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな1の(3)、文書管理のルール化についてお答えを申し上げます。文書管理については、適正な公文書管理を行うため平成元年にファイリングシステムを導入し、砂川市文書事務取扱規程に定めるファイル基準表に基づいて整理、保存され、だれが担当しても統一的に取り扱うことができるよう文書管理の適正化に努めているところであります。このファイル基準表とは、各部署が事務事業ごとに文書を分類し、保存年限を定めたもので、完結した文書はこの基準表に基づいて事務事業ごとにボックスで管理し、そのボックスの中には業務内容や文書の種類を書いた見出しつきの個別フォルダで整理をしているところであります。このことによって文書の保管場所が明確になるとともに、目的とする文書の取り出しを迅速に行っているものであります。また、先ほどお答えしましたけれども、砂川市は平成14年度に庁内LAN体制を構築し、グループウェアシステム、共有ファイルシステム、財務会計システム等を導入し、業務の効率化を図ってまいりましたが、文書の管理においても文書情報の一元管理やペーパーレス化による書庫スペースの不足解消及び文書の検索性の向上が見込まれる文書管理システムの導入が課題であると考えております。公文書の取り扱いは、地方自治体の行政事務にとって重要であり、必要な文書が利用しやすい形で保存されるよう適正に整理保存されることが必要不可欠であることから、その重要性を十分認識した上で今後とも処理していかねばならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、大きな2の動画投稿サイト、ユーチューブを利用した砂川市全体のPRと移住、定住促進に向けてのPRについてご答弁を申し上げます。ユーチューブなどの動画投稿サイトを活用したPRにつきましては、既に地方公共団体、省庁などで取り組みが進められ

ているところであり、情報通信基盤のブロードバンド化が進み、インターネットを通じて広く動画を見ることができている環境が整ってきておりますので、情報発信のツールとして有効なものとなっているところであります。撮影、編集された動画の配信につきましては、砂川市のホームページにおいても可能であります。動画投稿サイトを利用することで広く砂川市のPRを図ることができ、また大量のコンテンツを掲載することができることから、動画の内容などにもよりますが、動画投稿サイトを活用することはPR効果が期待できるものであります。現状の砂川市の映像に関する取り組みとしましては、映像記録として大きなイベントなどを撮影しているのみであります。動画が情報提供の媒体として活用されている状況を踏まえ、今後情報発信の媒体として動画を活用してどのような観点でPR、情報提供を行うのか、そのためには映像の撮影、編集、配信などをどのように進めるかなどの課題について庁内の各分野の意見を取りまとめ、検討することが必要であると考えているところであります。移住、定住に向けたPRの取り組みにつきましては、砂川市のホームページのみならず、移住を希望される方へのポータルサイトとして総務省、北海道、北海道移住促進協議会、移住・交流推進機構などのホームページが設けられ、砂川市の情報が掲載されておりますので、移住希望者はこれらのホームページを活用することで情報収集を行うことができるものと考えておりますが、今後もさまざまな機会、媒体を通じて情報提供を行い、移住、定住に結びつける取り組みを進めることが必要であり、動画はまちの様子を伝えるために有効な手段でありますので、情報発信の一つの要素として検討していきたいと考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな3番、市立病院の収益向上、収入確保策についての（1）についてご答弁申し上げます。

近年の医療を取り巻く環境は、患者の視点に立った医療の提供はもとより住みなれた地域での通院、入院医療サービスが完結できるような医療、さらには安定的かつ継続的に提供できるような病院運営も強く求められております。近年、多くの公立病院においては経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持がきわめて厳しい状況となっております。それぞれの自治体病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっております。こうした中、当院では本年4月より診断群分類別包括払い制度、DPCを導入し、総合的な視点から診療の検証や経営分析を行い、医療内容の比較、評価及び収入の確保に努めるとともに、当院でなければ対応することができない高度医療、特殊医療、救急医療等、多くの医療を担うとともに、中空知地域の中核病院として医療の確保と水準の向上を図っているところであります。

ご質問の病院の対外的PR機能の強化につきましては、インターネットにおきまして当院ホームページや北海道が統括しております北海道医療機能情報システムに当院の診療科

目、専門外来、手術件数及び実施可能な検査等が掲載されております。さらに、院内広報紙「ひまわり」を年4回発行し、各種情報を提供するなど病院の状況を広くPRしております。また、現在地域医療連携室が行っている他医療機関や施設等への転院などのいわゆる後方支援については、一定の整備が図られたことから、当院各課の特徴やがん緩和ケア及び産科医療などに対する医療チームの取り組みなどを紹介した冊子を作成し、各医療機関や市民の方々へ積極的にPRすることで患者の増加につなげるよう前方支援を強化してまいりたいと考えております。

また、患者さんやその家族などから寄せられた要望、不満、苦情に対する処理についてであります。本年4月から8月までにご意見箱に寄せられました件数は72件でありました。その主な事例を申し上げますと、職員の患者さんに対する対応が悪いなどの接遇等に対する不満、苦情や面会時間以外に面会に来られる方がおり、他の患者さんにとっての迷惑などの苦情、さらにはトイレの手すり設置などの要望がございました。職員の接遇に対する苦情等につきましては、関係する部署や職員に改善を促すとともに、院内イントラネットによりこれらの情報を職員が認識するため共有し、回答内容を掲示しております。面会時間の関係につきましては、治療の支障となることや同室の患者さんの療養に迷惑となることから、面会時間の厳守について本年8月1日より病棟を初め院内各所にポスターを掲示するなどし、徹底を図ったところであります。また、トイレの手すり設置につきましては、その必要性から直ちに設置したところであります。今後におきましてもこれらご意見箱に寄せられたご意見はもとより、職員研修などにより職員みずからの意識改革を図り、患者さんに満足していただけるよう、していただける病院となるよう努めてまいります。

次に、3の(2)、病院の収益増につながるものであれば、今後医業外収益での増収についても積極的に取り組むべきであり、その点についてどのように考えているかについてご答弁申し上げます。ご質問の医業外収益や収益全般に対する割合は小さいものの、病院経営の安定化を図る上において重要な収益の一部であると認識しております。このことから、市立病院改革プランにおきましては病院経営の収入確保及び増加対策といたしまして、医業外収益であります行政財産の目的外使用料の見直しを具体策として定めており、これを踏まえ、売店等の院内施設使用料の見直しなど、見直しを図るなど収益改善に向けた取り組みを進めているところであります。今後におきましても収益全般の増収を図る必要があることから、新病院における室料差額収益など十分な検討を加えるとともに、新病院の開院に合わせ改善を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3の(3)、具体的な収益向上策として他の自治体病院で行われている医療費の領収書に広告を載せたり、駐車場敷地内に看板を掲げたりすることについてご答弁申し上げます。全国各地の公立病院が診療業務以外での増収対策に取り組む中、道外の一部の自

治体病院において広告収入に着目し、ホームページバナー広告や駐車場の金網に看板を掲げたりしている事例がございます。こういった事例を参考としながら、今後道内の自治体病院の導入状況なども把握した上で関係機関と協議しながら研究、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、3の(4)、診療報酬等の短期預金について、複数の金融機関に金利を競わせる例もありますが、現状、病院の現状とその点についての考え方についてご答弁申し上げます。現在当院では、資金運用可能な範囲において資金計画に基づき北洋銀行砂川支店に自由金利型定期預金をしているところであり、その内容としまして預金期間1年間と預金期間約5カ月間の自由金利型定期預金で運用しているところであります。地方公営企業法施行令では、管理者は地方公営企業の業務に係る現金を出納取り扱い金融機関などの確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないと定めています。当院は、北洋銀行出納取り扱い金融機関として指定しておりますが、このことは同行の信用度がより高いものと判断しているものであり、また定期預金時の預金金利につきましても主な市内銀行の公表金利に比較して預金期間5カ月で0.1%上乗せし0.23%、1年で0.2%上乗せし0.5%でありましたことから、確実かつ有利な方法として北洋銀行砂川支店に一括して自由金利型定期預金をしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、今後の運用につきましては、病院改築事業による資金確保が重要でありますので、限られた資金の中での運用となり、より短期的な運用としての自由金利型定期預金を実施していく考えであります。病院事業におきましては、医業外収益を含んだ収益全般の増収対策は重要であります。その一方では費用の見直し、改善も必要な対策として考えており、特に費用のうち高い割合を占める材料費の見直しを初めとして、それぞれの経費のあり方などについて調査検討しており、今後も各種対策を講じながら病院運営を行っていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 (登壇) それでは、私のほうから大きな4番目の中学校における聴講生制度についてご答弁申し上げます。

一般的に聴講生制度とは、主に大学などにおいて正規の学生ではない方々が当該校の許可により講義や授業への参加ができるものであります。ご質問は、この聴講生制度を義務教育の場、特に中学校に導入できないかというものでございますが、全国的に見てもそのような実践事例はきわめて少なく、その効果につきましては今後の推移を見ながら検証していくことが必要であると考えており、現時点において同制度の導入につきましては考えておりませんが、実際に聴講生制度を中学校に導入した場合には議員のご質問で申されている視点を含め、その働きとして大きく期待できることといたしまして、1点目として生涯学習の視点から市民が学ぶための場や機会をより多く提供できること、2点目といたし

まして地域に開かれた学校づくりの一層の推進につながることで、3点目といたしまして聴講生となる方々と生徒の交流が深まることにより、生きがいや思いやりの心をはぐくんだり学習意欲の向上など双方にさまざまな情操的効果をもたらすことなど3つのことが考えられます。これら3つの教育的な視点にかかわる現在の教育委員会としての取り組みについて申し上げますと、1点目の生涯学習にかかわる視点につきましては学習の場である公民館を拠点に各種講座や講演会等、さまざまな社会教育事業を展開しているところであり、今後も市民ニーズに応じた学習活動の支援を図りつつ、生涯学習社会の構築に向けた取り組みをより一層推進してまいりたいと考えております。

また、2点目の開かれた学校づくりについてであります。ご承知のとおり今年度の砂川市教育執行方針の中で開かれた学校づくりを推進する経営管理の充実を重点項目の第1点目に掲げ、地域社会を基盤とした学校教育の充実を図っているところでございます。具体的には、学校の積極的な情報発信や地域参観日など地域参加型の行事の充実、また学校評議員を初め地域住民との交流の場を積極的に設けるなどの取り組みを推進しているところでございます。今後におきましても地域ニーズの把握に努め、学校経営に生かすとともに、地域における子供のよさや可能性を伸ばすために工夫、改善を図り、主体的に開かれた学校づくりを進め、家庭や地域社会に信頼される学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

3点目の生徒と地域住民との交流とそれに伴う情操面の育成についてであります。先ほど申し上げました開かれた学校づくりの推進に加え、学校地域支援本部事業により地域と学校が支え合う体制を整えるとともに、全市的なあいさつ運動の取り組み、そして学校単位で行っている図書ボランティアや地域パトロールなど、保護者や地域住民と児童生徒による日常的な交流が行われているところでございます。また、社会教育事業として実施している放課後子ども教室では、地域住民の方々がその指導員となって放課後における児童の健全育成のために日々奮闘をされております。まさに地域で子供を育てるという視点において非常に有意義な取り組みであり、今後も期待しているところでございます。このような地域と学校が一体となった取り組みに加え、学校教育における道徳教育の充実により児童生徒の豊かな人間性の育成を図ってまいりたいと考えております。以上のことから、今後においても現在展開しているさまざまな事業を発展、充実させることで対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員の2回目の質問は、休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

武田圭介議員の2回目の質問を許します。

○武田圭介議員 それでは、再質問ということで順次伺ってまいりますけれども、まず大きな1点目の業務の効率化の話であります。いろいろと先ほどのご答弁の中で取り組みは実際にされているというお話があったのですけれども、どうしても先ほどの答弁の中にもありましたように、このような財政難になってきますと人員を大幅にとるといようなことができなくなってきますから、職員一人一人がやはりいろんな行政の複雑化で事業を抱えている中で、その事業を集約化していく、それから行政評価制度の中ではいろいろとそのお話もあったのですけれども、ここでは行政評価制度の質問ではありませんから深くは取り上げないのですが、どうしても事業をつくった方というのは思い入れがあるのでしょうか。なかなか廃止とか縮小とかというところにつながっていかないというのは、必ずしもこれはうちの自治体だけではなくて、よその自治体にも往々として見られることなので、そうではなくて今の段階で職員1人が欠けてしまうと、結局その業務のしわ寄せがほかの職員にも及んで、それが曲がり回って住民のサービスの低下にもつながりかねないということもありますので、この辺は大なたを振るってもいいと思うのです。ある程度のやはり砂川市も行財政改革等をいろいろとやってきている中で、いろいろと皆さんに無理を強いているところもありますから、こういったようなことを少し粗削りでも削っていくことによって本来の業務に集中できるような体制をつくっていくと。そういったようなことでカイゼンという民間の手法のお話をしたのですけれども、私もこれ民間の手法がすべて行政に当てはまるとは全く思っておりません。

ですので、先ほど答弁の中にもありましたけれども、民間の手法で参考に資するものはぜひともやってみて、それで試行的でもいいのです。すべての全庁統一で一気にやるということではなくて、各原課の中で分けて、うちの課では使えそうだなと思うような改善というものがあれば、ぜひともそういったものを取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、例えば幾つか事例をいろいろと調べてきたのですけれども、県庁単位の話はしても多分しようがないと思うので、大体うちと同じような市町村のレベルでの話をしますと、この1から3の話というのはすべて行政の効率化の話なのですが、文書管理を一つのモデルとして挙げたのですね、質問の中でも。文書管理はどういうことかということ、結局文書を探したりすることの手間暇がかかることによって、本来の事業の時間内でそういったような手間暇をやっていることによって本来業務が手薄になってしまうのではないかなというところに疑問があったらしくて、それを文書管理のルールをつくることによって、だれでもが情報の共有化を図り、市民からの問い合わせ、または業者さんからの問い合わせがあったときに迅速に対応できると。それがサービスの向上につながるのだという一つのメルクマールとしてやっている取り組みなのです。ですので、これについても市内LANの構築等により共有化が図られているということでしたので、1つここで事例として挙げますけれども、これを今すぐうちのまちで導入する云々の話ではなくて参考として聞いて

ていただきたいのは、こういった業務の効率性とか改善性というのは終わることがないと思いますので、ぜひともそういったことは今の時点で満足することなく常に追求を続けていきたいなど、言っていただきたいなと思います。

それで、一つの例なのですけれども、これは鹿児島県の鹿屋市なのですが、ここは文書管理の特徴として、紙媒体のものだと思いますけれども、うちでもファイリングはやっているのですが、ここでは個別フォルダ、個別にファイリングしたものを個別フォルダをつくって関連づけてまとめる積み上げ方式をとっているのです。資料を作成したら、紙のフォルダに入れて共通の棚に収容するところまでは同じなのですが、書類がだんだんふえてきますよね。ふえてくると、ここの間に仕切りを入れ、さらに分類を中分類、大分類して序列化していくと。年度内に作成した文書は一番上に持ってきて、常に新しい年度のものが入るようになっておいて、昨年度の文書は下の2番目の棚に移すといったようなルールをすべて明確化にしていると。保存文書以外は、さっさと廃棄してしまうのです、毎年。机の上の上に私物を置くことを厳禁とするわけです。つまりそういうことによって、公私の混在がないようにするというようなこともやっているようで、こういったことは一つの例ですけれども、うちで実際に取り入れられるかどうかは別としてもこういったことも今後検討していただきたいなと思います。これは意見です。

大きな2点目のこのPRの話をちょっと再質問としてお伺いしたいのは、砂川市いろいろと医療もあって、子育ての支援もして、老人福祉に対する支援もあって、自然環境がよくて、札幌にもそんな離れていないと。すごくいいメリットがあるのですが、どうしても紙媒体だけのPRですとかインターネットだけのPRですとかになってしまうと、やっぱり層が偏ってしまうのです。PRできる手法というのは、いっぱいあったほうがいいにこしたことはなくて、先ほどの答弁にもありましたように今動画を使ったPRというのが自治体さんの中でもふえてきています。ユーチューブというものは、10分間、10分以内であれば動画を無料投稿できるというものなのですが、私はこの10分というのを一度に大きくどんと出すのではなくて、CMと同じように1分間のいろんな形のPRの仕方を市の職員だけではなくて、例えば写真コンテストとかもやっていたよね、過去に。今もやっているかもしれませんけれども、そういったように市民から公募する、または砂川高校とか砂川中学校の生徒さんに砂川のいいまちとかを撮ってきてもらって、それを編集、加工して砂川の宣伝として載っける。実際に函館で今すごくそのユーチューブのサイトを使って効果が上がったというのは、函館の大学さんがあるのですけれども、大学の学生さんが一生懸命市の職員さんと研究して、函館の独自のキャラをつくってPRしたとか、そういったようなことがあるものですから、行政の職員の皆さんの負担を軽減する上でもそうですし、市民の皆さん一人一人がやっぱり砂川のPRをしていくのだというような取り組みというか、方向性を向けさせるということも大切なことになってくるのかなと思っていますので、そういったことについての考えをお聞きしたいのです。

結局こういった砂川市をPRすることによって、移住、定住に実際につながった例というのがありますけれども、移住、定住を目的にやっている自治体は、移住、定住先進地の自治体に聞くと余り成功していないそうです。というのは、移住、定住の本来の目的外のことをしていると、それが結果的に移住、定住につながるということが多くて、移住、定住で成功した自治体の関係者によると、地元の住民が地元のまちのことをよく思わなければ、自治体行政にとっても地元の住民のための施策を充実させなければ、そこには人は来ませんと言うのです。それは、もっともな話だと思います。移住、定住に関して言えば、その住民になろうと思ってくるわけですから、その行政サービスが悪ければ当然人は来ません。その住民が納得していなければ、または満足していなければ、やはり口コミやいろんな媒体等の宣伝というものは広がっていきませんから来ないのです。

例えば伊達市さんのお話を先週土曜日聞いてきたのですけれども、こういったところは伊達市さんがPRしなくてもどんどん老人とか弱者に対するサービスがいいということで、口コミでどんどん広がっていくと。その住民たちもそれに満足しているから広がっていくのだと。だから、移住、定住のサービスをもしそう考えているのであれば、それは移住、定住者向けのメニューを別につくるのではなくて、その住民に対する施策を充実させることが移住、定住につながっていくことなのだ。それがまず第1で、第2にはそれを対外的にPRしていくことは常にあらゆる層を意識して、紙媒体であればお年寄り、それからインターネットや動画サイトというのは生産年齢向けといったような、もうとにかく特定の世代に対してのPRではなくて使えるものはどんどん積極的に使ってくださいと、そういうことなのです。先ほどの答弁の中では、ぜひ動画のほうについても今後検討していきたいということだったので、市の職員がやるだけではなくて砂川市民一体となって、例えば学校さんですとか普通の一般の市民の方でもいいです。そういった方にも砂川市のよさをPRしてもらおう、広告マンになってもらうような、例えば動画を持ち寄ってもらうとか、そういったようなまだ新しい取り組みですから、実際にどうなるかわかりませんが、そういった取り組みや周知活動ができないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、病院のほうに移りますけれども、病院のほうはこれ病院経営の話なので、すべてまとめてお話しします。作業の具体的なお話がいろいろあって、広告についても道内の自治体病院で現在取り入れているところはありません。ありませんが、道外の公立病院では県立病院なんかでも率先してやっているところもありますし、短期預金のほうの話も多分今まで利用している銀行さんとの関係等もありますから、なかなかすぐにはそういったこともできないと思いますし、私がここで述べていることは、あくまでも一つの事例として述べているわけであって、これがすべて砂川市に取り入れられるかといったら、それは現場を知っている皆さんのほうがよくわかって、もっといい方法に加工したり、または違う方法での収益向上、収入確保というのであれば、それはそれにこしたこと

はないと思うのです。

今ほど総務のほうのPRの話をしましたけれども、これは全く病院も同じで、砂川市は病院を中心としたまちづくりを進めていくと。砂川市立病院ってすごく機能はいいのだねというようなことをPRする上で、先ほどのご答弁の中では多分院内広報紙「ひまわり」のことだと思いますけれども、紙媒体での充実や周知を図ると。これはこれですごく効果を上げていて、やはりすごく評判はいいです。いいですが、今も先ほどの動画の話でも言いましたけれども、あらゆる層を対象にするときに残念ながら高齢者の方というのはやはりインターネットとかは見られないのです。ですので、インターネットとかはどちらかといえば若い人向けなのですけれども、病院の場合、うちの病院には産婦人科医も集約されていますし、小児科医のお医者さんもいらっしゃるのです、今なかなか出産が道内の自治体でも難しいという中で、それは本当に一つの大きなポイントになると思うのです、宣伝の。ですので、これを実際に、プライバシーもあるのでしょうけれども、そこで出産された方の意見をインタビューという形で載せてみるのもおもしろいかもしれませんし、またはそこで働く医療職の方に、いや、うちの病院こんなにいいのだよというようなPRをしてもらうというのもいいのかもしれない。それも先ほど言いましたように、1人で取材にしても何十分とか何時間とか拘束されてしまえば、やはり皆さん嫌がりますから、本来の業務とは違えますから。そうではなくて、やっぱりうちの病院で働いていたら病院に愛着を持っていただいて、病院をどんどんPRして患者さん呼び込むのだと。それが結果的には経営の改善につながっていくのであれば、これほどうれしいことはないのです、この病院のPRということ、病院のPRにやはり動画で生のお医者さんの声、院長先生でもいいです、最初は。院長先生でもいいですけれども、私はもっと患者さんと接する機会の多い看護師さんですとか、あとは普通の診療をされているお医者さんですとか、場合によっては医療クラークの方でもいいと思います。ですので、もうみんなが一体となって、うちの病院、こんないい病院だよと。

それから、できれば利用をしている患者さんですとか、ボランティアに来てくださっている方ですとか、そういった方の声を本当CMみたいな形で常に発信を続けると。悪いうわさというのは、すぐあつという間に広まってしまうのですが、いいうわさって幾ら出してもなかなか広まっていけないのです。ですから、出すのをやめた時点で、それは結局何にもふえないのです。ですので、それが少しでもプラスになるようにしていくためには常に情報発信をしていく、そしてあらゆる媒体を使えるものは何でも使うという姿勢が必要だと思いますので、それがめぐりめぐって患者さんの増に転じれば、患者さんの総数がふえれば、それは別の問題では余り好ましくないことなのかもしれませんが、やはり病院の抱える自治体としては経営も安定するし、経営が安定してお医者さんも看護師さんも安心して働けるようになれば、それもまた患者さんがあそこの病院に行ったらお医者さんもいっぱいいるし、看護師さんもいっぱいいて一生懸命やってくれるから信頼できるよ

ねといって集まってくるので、そういったことについてのPRですね。PRがすべて最初の始まりだと、私は出発点だと今からは思っています。ちょうど新病院も開院する時期ですので、その辺の考えについて再質問として伺いたいなというふうに思います。

それから、大きなくくりで最後に教育委員会のほうでありますけれども、これは実際に数が少ないのは当然なのです。というのは、この制度を取り入れている、まだ始めたところが非常に少ないものですから、制度があったものがなくなったのではなくて、制度はこれからできていくものなのです。ですので、現時点では萌芽期ということで、まだまだ取り入れている自治体と学校は少ないのですけれども、例えば今後先ほど答弁にもありました地域参観とかではなくて、やはり子供たちがどんな授業を受けているのだと、子供たちはどんな物を食べているのだと。これは、やはり児童と一緒に同じ教育を受けて同じ物を食べれば、より一層わかるわけですね。例えば教育委員さんですか我々議員が学校の視察とかに行って学校の授業を見学するのは、また多分違った感覚で地域住民の方が一緒に生徒と英語の発音の勉強をするのですとか、学校給食と一緒に食べるのですとか、そういったことができれば本当に地域と一体となって協働の開かれた学校づくりに資するものだと私は思うのです。

これは、教育委員会としては、なかなかいろんなことを慎重に判断しないといけないかもしれません。保健の関係もありますし、もし中でトラブルが起きたらどうなのだとか、学外者を入れることについてPTAの了解は得られるのかとか、そういった問題はあろうかと思えますけれども、多くの人をここに入れることがこの制度の目的ではありません。あくまでも地域に開かれた学校ですから、例えばある地域であれば、砂川中学校、石山中学校であればその校区にいる住民、うちぐらいのまちであれば地域の住民の方というのは顔がよく見えますから、どんな方というのが意外によくわかるのです。ですので、そういった方が、生涯学習の観点も入っているのですけれども、やはり第一義的には義務教育の学校の現場に入れるわけですから、その中で実際に地域住民に子供たちがやっている勉強で意欲のある地域住民がそこで私たちも勉強したいと、そう入ってきたときに、その役割というのは決して単にその人の向学心や向上心を満足させるものだけではなくて、子供たちにとっても今は核家族化が進んでいますから、地域の例えば私はお年寄りを例に挙げていますけれども、お年寄りみたいな方が入ってくれば、お年寄りというのは博識なのですよ。やはり長い人生経験を踏まれていますから。そういった話を子供たちが聞いて、子供たちのやはり情操にもいい影響を与えるのかなというふうに思っています。ですので、これを現段階では導入することは考えていないというお話でしたけれども、ぜひとも私がここでお願いしたいのは、こういうような話があったよと、議会であったよという話を校長先生の会議ですとか、教頭先生の会議ですとか、そういった会議または教育委員さんの会議ももちろんですけれども、そういった中で伝えていただきたいのです。あとは、学校の経営についての最高責任者は各学校長さんですから、その学校長さんがどういう判断を

下すかわかりませんが、もし万が一やりたいという方が出れば、それはやはり教育委員会として全面的にバックアップしていただきたいというふうに思いますので、その点について再質問として伺いたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 ユーチューブについてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、インターネットの世界におきましては進化が著しいものがございまして、今は完全に動画の時代に入ってきてございます。ただ、議員の言われるユーチューブの投稿サイト、これを見ますとかなりの件数が投稿されてございまして、果たして砂川の分が見ていただけるのだろうかという疑義もないわけではございません。それならば、かえってホームページの中に動画を取り込んだほうがかえって有効に利用されるのではないかという感じもいたしますので、時期はこれ明示できませんけれども、全庁的に費用対効果も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 収入確保対策についてご答弁申し上げたいと思います。

議員さんが言われました収入確保対策として、病院をアピールする必要性は十分あるのではないかというご質問でありますけれども、当然そういうふうな認識はしております。ただ、地域の連携強化を進めている最中のお話ではありますが、近隣の医師会に加入している先生の中には地域を越えて砂川に患者さんを送っていいのかと、または砂川市立病院そのものがどんな医療をしているのかよくわからないといったお話も伺っております。こういった意味を含めましても病院がどのような機能を持って医療を展開しているかということは、当然広報もしなくてははいけないし、そういう意味では前方支援に本当に力を入れなくてははいけないというふうには考えております。そういうことを今後も含めまして、先ほど申し上げたユーチューブもそうです。それから、ホームページの見直し、それから紙媒体、それから小冊子見直し、これらも含めて病院をアピールしながら収益につながるような対策を今後講じていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 私のほうからは、聴講生制度についてご答弁を申し上げたいと思います。

今ほど議員さんからご質問のありました聴講生制度の関係でございまして、ご質問にあるとおり聴講生制度につきましては生涯学習にかかわる視点、さらには開かれた学校という視点、それらがそういう情操面の部分も含めて効果があると、そのように考えてございます。私どものほうでも先進事例、それぞれ数は少ないですが、検証をさせていただきます。その中では、やはり議員さんもお話がございましたけれども、学校内

に学校外の方が入るということで、効果もあるのですけれども、確かに心配されることとして授業の中でのその子供たちのプライバシーの問題ですとか、そういった部分が地域の中に広がってしまうのではないかと。そんなことから、先進地の中ではやはり面接制度ですか。受講生の許可を与えるための面接制度ですとか、そんな部分も取り入れながらそういった取り組んでいる事例もございます。また、参加の状況につきましても先進市の事例でいきますと、なかなか生涯学習という観点で学習ニーズを持った方がなかなか人数的には少ないと。最初に全国で初めて取り入れたのが愛知県の扶桑町というところがあるのですが、平成14年からこの制度に取り組んでいるわけでございますけれども、現在まで39名ほどの受講者にとどまっているということでございます。教育委員会としましては、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、それぞれ生涯学習の視点、さらには開かれた学校、さらには情操教育の面、それぞれ取り組んでおりますので、現状においてはご答弁申し上げましたとおり、それぞれ先進事例を今後も検証しながら見ていきたいということで考えております。

なお、今回の議会で質問のあった事項につきましては、これは今までも教育委員会、さらには定例の校長会等々で議会の中でこういった質問がありましたという形の中で、また質問、それから答弁の内容につきましてもそれぞれ事細かに報告をさせていただいております。そういったことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 一般質問ですので、最後に意見だけ述べたいと思います。

このPRということに関して、例えば道内の方なのですけれども、札幌市に住んでいた方が砂川市に6年前から引っ越したという記事がちょうど先週の北海道新聞に出ていたのですけれども、砂川市がよりよい施策を取り組むことをPRすることによって、この方は新聞記事によれば奥さんの実家が砂川にあったと。そういったことで砂川に引っ越して札幌に通っているのだよというようなことがあったのです。私は、その移住、定住のPRにしてもそうですけれども、砂川のよさをPRするのは必ずしも道外の人向けだけではなくて、この病院というのは非常に大きな財産ですし、子育て支援も先ほど言ったように高齢者の福祉サービスに対する支援も砂川市というのは近隣に比べてやはり充実していると思うのです。ですので、その辺のPRをもっともっと積極的に出すことによって道内の中からも人を呼び込めるのではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも先ほど時期は明言はできないということでしたけれども、何もいきなりすべて事業をスタートという形ではなくてもまずは試行的に取り組んでみる、実証実験みたいな形でやってみることが非常に大切になってくるのかなと思いますので、この辺を意見として、ぜひとも早急に考えていただきたいなというふうに意見として述べて、最後終わります。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 (登壇) それでは、通告の順に従いまして質問をしていきたいと思

ます。

行財政改革について伺います。私が議員になりまして10年が過ぎました。この間、市役所内部も行財政改革で職員数も減少し、スリム化してきていますが、日常の仕事をこなしていく上でどのようなメリットやデメリットがあるのか、また市民に対しての窓口業務に支障はないのか伺います。

さらに、女子職員の地位向上における具体的な取り組みについて伺います。過去の課長職が1名いましたが、その方は退職されており、現在は課長補佐職が1名います。また、正職の女子職員は15名という状況ですが、この10年間の取り組みについて具体的な…この10年間の取り組みについての具体的な内容をお伺いします。

あと、2点目に第45回衆議院選挙が8月30日に行われましたが、期日前投票をした人が過去最高という結果が報道されています。市内の老人施設や病院などの不在者投票事務がどのように実施されたのかを伺います。

○議長 北谷文夫君 総務部長・選挙管理委員会事務局長。

○総務部長・選挙管理委員会事務局長 善岡雅文君（登壇） それでは最初に、大きな1の10年間の行財政改革における行政面での評価と総括に関するご質問についてお答えをいたします。

砂川市における行財政改革につきましては、平成11年度に公債費負担適正化計画を策定するなど、当市の財政状況の悪化を背景に簡素で効率的な行政の確立に向けた計画的な行財政改革の推進を図るため、同年には砂川市行政改革推進委員会を立ち上げ、今までに3度にわたり実施をしてまいりました。その内容につきましては、議員もご承知のとおりであり、詳細に述べることはいたしません。市民の皆様にもご負担をお願いしながら砂川市の将来を見据えて幅広い分野について見直しを行ってきたところであります。特に平成16年から平成18年の三位一体改革では、砂川市の交付税が約5億円落ちるなど大変厳しい状況の中で市民の方にはサービスの削減や新たな負担を求め、議会においても議員定数の見直し等のご協力をいただくとともに、市長を初め特別職の給与や職員人件費の削減及び職員定数の削減を行い、みんなで痛みを分かち合いながら砂川市の財政運営を行ってきたところであります。これら行政面の見直しにより最少の人員、組織による効率的な行政活動の実施が図られてきているところであり、また財政面でも空知の中では基金が底をつく市が多い中でも何とか財政運営をできる基金を残してきたものと考えているところでありまして、職員を削減しましたが、市民サービスに影響を及ぼすところまでは落としていないというふうに考えているところであります。

また、後段の女子職員の地位向上における具体的な取り組みについてですが、女子職員に限った地位向上に係る取り組みは行っておりませんが、砂川市では女性職員、男性職員の分け隔てなく地位向上に必要な職員としての資質と適応能力の向上に係る取り組みとしまして毎年度職員研修計画を策定し、職員研修を計画的に行っております。職員研修は、職

員として基本的な知識を習得する基本研修と業務に即した専門的な知識と技術を習得する特別研修を行っており、平成21年度は延べ143名の職員が各種研修を受講することとなっており、このうち女性職員22名のうち延べ23名が受講対象者となっているところであります。また、管理職への登用についても先般の3月議会でもご答弁を申し上げたとおり管理職の入り口となる課長補佐職への登用について、女性職員、男性職員問わず、係長として一定の年数を経験している職員に対して職員の勤務実績や職務に関する能力、態度、勤務成績等の評価を公平かつ統一的に行い、公正な人事行政を行うことを目的とした砂川市職員勤務評定要綱に従い審査を行い、登用しているところであります。平成21年度は、1名の女性職員を課長補佐職へ登用したところであります。さらに、女性職員が働きやすい環境の整備として育児休業の拡充やつわり休暇、産前産後休暇等の特別休暇制度の充実を図っているところであります。今後とも女性職員、男性職員の分け隔てなく職員としての資質と適応能力の向上に努め、女性職員の働きやすい環境の維持、充実に努めてまいりたく考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2番目でございます。去る8月30日に執行されました第45回衆議院議員総選挙及び第21回最高裁判所裁判官国民審査におきましては、小選挙区で比較しますと期日前投票者数が2,210人で投票者数全体の17.42%、これは平成17年衆議院選から2.46%の増であります。不在者投票者数は338名で投票者数全体の2.66%、同じく0.75%の増となりました。平成15年より期日前投票制度が開始され、選挙当日に都合の悪い方でも簡単に投票ができるようになりましたが、従来よりありました不在者投票制度につきましても長期不在者や施設入所者等を対象として引き続き実施されてきたところであります。砂川市内の施設入所者等を対象とした不在者投票についてご説明いたしますと、現在北海道選挙管理委員会から認可された指定施設は砂川市立病院、砂川慈恵会病院、ケアハウスぴんねしり、老健みやかわ、福寿園の5カ所であります。各施設における不在者投票管理者は、それぞれの院長、施設長であり、不在者投票に関する手続、事務作業の全般を指揮監督するものであります。各施設においては、本人または施設の長が砂川市選挙管理委員会に投票用紙等の請求を行い、請求を受けた選挙管理委員会は名簿等を確認の上、投票用紙等一式を各施設に送致します。各施設では、投票管理者の選任した事務従事者、立会人のもとに投票事務がとり行われます。本人が身体の故障等で投票用紙への記載が困難な場合は、本人からの申し出により代理人による記載が可能です。この代理人は、投票管理者が立会人の意見を聞いた上で本人の承諾のもと2名を選任し、その1人の立ち会いのもとに代理記載を行うものであります。投票が終わりますと、取りまとめの上、砂川市選挙管理委員会に封印された投票用紙が送致され、選挙当日指定投票区である砂川市役所第1投票区に回送されます。ここで投票立会人の同意のもとに開封され、正式に投票されることとなります。このような流れにより入院患者や施設入所者がいながらにして投票することが可能となりますので、この不在者投票制度に

つきましてもよろしくご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員の2回目の質問は、午後1時から行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

中江清美議員の2回目の質問を許します。

○中江清美議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

総務部長よりいろいろご答弁ありましたが、女性職員のまず私、女性の立場として女性職員の働きやすい環境づくりということで、育休や特休などの整備ということをお話されていたのですが、これは労基法できちんとうたわれている問題でありまして、これは女性が働くに当たっては当たり前のことです。そういうことがこれほどこの職場でも、教員だとか公務員とか、そういうところは特にこういった法律を守らなければならないですし、それに伴って民間もそれを遵守するというのかな。そういう今流れとしてなってきた、女性が働くためには生理休暇、それから特別休暇、それから育休、育児休暇、そういうのはもう当たり前の時代になってきております。そういう中で、女性がやはりこういう役所の中でなぜこうふやして、ふやさなければならないのかというようなことと言えば、特に私1階の業務を見ていまして、一応窓口というのはとにかく住民の方と一番対応する場所ですが、そういうところに女性が多くいることによってやはり、例えば子供さんいる人が来たり、それからお年寄りの方が来たり、いろいろな相談をする場合にやはり印象として違うわけです。そういう意味で、私はなるべくならそういうところは女性職員を多くしていただきたいなというふうなことは常々思っております。また、そのためにはいろいろパートさんやアルバイトさん、それからいろんな方、いろんな形で女性の方もこの庁舎には働いていますけれども、やはり正職でなければきちんとした責任ある仕事の場所にはつけないわけでありまして、そういう意味ではやはり私、市として計画的に女性職員をふやすということを将来的に考えているのかどうか、その辺を端的に伺いたいと思います。

それと、やはり女性というのは、昨日いろいろ分娩費用のことで話あったのですが、母性ということで、女性は母性ということで命を生み出すと。今世間一般で若い方とか、自分の子供を簡単に殺す、そういう世相というのですか。本当に私にしたら痛ましい事件がいっぱい出され、ニュースに流れるのですけれども、そういう中でやはり先進諸国、そして北欧はもうフィフティー・フィフティー、官僚のほうも半分は女性なのです。そういう中で、やはり意識的にやはり世の中は今女性のほうが多いです。高齢者というのかな。残る……残るというか、女性のほうが長生きしている、こういう世の中なのです。ですから、有権者も女性のほうが多いですし、そういうことからいけば当然女性の職員がふえてしか

るべきではないかというふうに私は思っておりますので、その辺を2度目にはお伺いしたいと思います。

あと、行政のスリム化、行政改革、財政のほうは聞いておりませんので、行政のスリム化ということで、かなり人数が本当に私が10年前に入ったときよりは職員が減らされて、その中で本当に職員の方は頑張っているというふうにも思っております。それで、そういう中では、現場で働いている人たちというのは、特に住民対応の課というのは本当に大変だなと。本当によくされているなというふうにも常々思っております。そういう中で、特にこれから市民課の仕事というのはいろいろありますし、それとこれは所管にかかわるので、余り深く触れませんが、とにかく1階の人たちの仕事ぶりというのはやはり大変ではないかなというふうに思っているのです。私は以前に、職員を減らすときに大変な部門はやはりもう少し考えるべきではないかという意見を言ったこともあります。というのは、例えば全く違うところに配置転換になった職員というのは、どんな形で仕事をされるのかということなのです。いろいろ私もお話を伺っていると、自分の身になって考えてもそんなのですが、全く自分が知らない世界に行くわけですから、市の職員としてはすべてマルチにどんな課に行っても勤まらなければ職員としてだめだと言われてしまえばそれまでなのですが、でもやはりその部署、その部署で必要な人材というのですか。専門性を生かす、生かした中で部署がえということ、それとやはり配転するのであればもうちょっとやっぱりその職員の資質、それからいろいろなものから勘案してこう……それはもう人事権のほうに入りますので、余り深く言いませんが、そういったことをいろいろ感じるのです。この少ない人数の中で、横のつながりで対処しているという部長のお話でしたが、果たしてそれが本当にきちんと対応できているのかどうか、その辺を、市民からの苦情とか、そういったものは本当はないのか、まるでないのか、それともあるのだけれども、何とかやっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、選挙のほうです。不在者投票5カ所ということで、どういうふうにするのか手続はわかりました。それで、病院とか大体想像はつくのですが、あくまでも管理者が任命した責任、責任者が任命した方が立会人、それから本人が投票できない場合のかわりにやる代理人ですか。そういうのも管理人、管理者が決めるということで、その管理者に対しては全面的に権限を移譲しているというふうにとってよろしいのかどうか、その点を確認することで2回目の質問とします。

○議長 北谷文夫君 総務部長・選挙管理委員会事務局長。

○総務部長・選挙管理委員会事務局長 善岡雅文君 それでは、まず1点目の女性職員の採用について、計画にふやすことを考えているのかという質問でございます。以前にも申し上げたのですが、職員採用は憲法でも性別で差別してはいけないということと、それから地方公務員法では公平の原則、それから政治的主義の原則というのがございまして、これを覆して女性だけという計画をつくることは法の趣旨に反しているというふうに

考えてございます。ただ、うちは登録制で、登録試験ということで必要人数を欠員のできた分について採用をするという考えがございまして、その中では試験プラス適性、さらには面接を行ってございます。その中で、面接の中では例えば男性と女性、甲乙つけがたいなというときには、それら女性の配置状況も考えて女性という場合も考えられますけれども、それを計画を持ってやるということにはならないものというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、職員、行政改革の中で先ほども89名ほど10年から職員数を減らしてきたということをお願いしておりますけれども、その中で総体的に対応できているのか、また苦情はないのかというご質問でございまして、苦情等については行政でございまして、ないということにはございません。問題は、その苦情に対してどう対応するかということで、職員数の問題ではなくてその管理体制、ちゃんと上まで報告がいきちゃんと対応したという体制がとれているかどうかの問題だというふうに思いますので、その点についてはきちんと対応できているものというふうに考えているところでございまして、また職員につきましては砂川市は少ない人数をやっております、人事異動の基本としましては適材適所というのもございまして、専門職を余りつくっていかないと。いわゆるオールラウンドプレイヤー、どこの部署に行ってもこなせるという職員を育てていくのが行政の目的でございまして、その点については十分ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、選挙の関係でございまして。不在者投票の管理者にこれは全面的に委任をしているのかというような質問かと存じます。失礼しました。不在者投票の関係につきましては、1回目でもお答えしましたけれども、不在者投票の指定病院、施設、それから不在者投票の管理者、これにつきましては道選管のほうで直接認定するシステムとなっております。市町村の選管は関与してございません。また、不在者投票の管理者につきましては、院長、施設長というのは法令の中で定められているものでございまして、これらそれらを統括するのは不在者投票管理者に任されているというのが法の趣旨でございまして、これらについては市町村選管に係る部分というのは、役割としましては各病院、施設からの請求に基づいて選挙人名簿を対照し、投票用紙等の送致または投票終了後に送致を受け、指定投票区に回送するという部分にしか市町村選挙管理委員会の権限は及ばないものでございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

今部長のほうから女性だけをふやすとか、そういうちょっと、そういうご答弁だったのですけれども、私は女性だけをふやせと言っているわけではなくて、この143名ですか、現在砂川市の職員。その中の22名が女性です。これは、全体の何%に当たるのかな。2%ぐらいですね。2%弱ですか。正職として、この女性職員がこの全体の職員の中で何%

にするのかという比率をやっぱり高めるための計画を持っていただきたいというお話をしたわけです。ちょっと10年間の調査をさせてもらいました。同じく係長として女性がずっと10年間やっている人もいます、何人も。男性もいます。そういうときに、どういう形で判定されるの……いや、評価されるのかわかりませんが、余りにもちょっと女性の登用が少ないのではないかというふうに、私は人事権ありませんから、感じたままであります。先ほど言ったように、女性をふやすということのメリットというのはいろいろあると思うのです。今ふれあいの、ふれあいセンターのところに行くと、とつてもやっぱりあそこは女性が多くて、保健師さんいっぱいいますので、本当にやわらかいムードです。いろんなこと聞けます。やはりそういった意味で、やっぱり特性というのはあると思うのです、女性と男性の。これは、もう否定のしようもない、いろいろなものがある。それで、母性ということで法律で守られているのですよね、母性、女性というのは。そういうことを考えた中で、砂川市として今後全職員の中で女子職員のこれは採用の時点からですね。計画的にふやしていくということのお考えがあるのかなのか、最後にお伺いしまして、この女性のほうでは終わります。

あと、行政のスリム化で、今行政がやることだから住民からの苦情はないということはない。多分そうだと思うのですが、それであるとすれば担当の、直接担当から上にいく段階できちんと伝わっていないということが往々にしてあるかということだと思うのですが、それは本当にあると思います。なぜそれが起きるのかという分析をされているのかどうか、最後にその点だけをお伺いします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 まず、女性職員のほうでございますけれども、女性の割合を高めてほしいというご質問かと存じます。女性の職員の割合は現在20、総体では29%ということでございますけれども、これにつきましては……

〔「正職の方ですか」と呼ぶ者あり〕

正規職員です。それで、先ほどもご答弁申し上げたのですけれども、これ女性職員をふやすということは採用試験をくぐってこななければならないということになります。だから、採用試験で成績にかかわらず女性をとることは行政はできないのですよと。例えば行政改革の中で審議会、委員会の女性委員の割合を30%に高めましようとする市が掲げた場合については、これは任用試験ではございませんから、市の意図が働いて女性職員を、女性委員をふやしていくということはこれ可能でございます。でも、あくまでも試験となったら、これは差別してはいけません。男女雇用機会均等法の中では、逆にそれをするのは差別なのです。あくまでも成績の中で、その職員をとった結果が女性であったり男性であったりと。だから、これは意図的にふやせる範疇と行政としてはふやせないものがあるところだけは中江議員さん、そのところは理解してほしいというふうに思います。

それから、苦情の関係なのですけれども、苦情は私は先ほどあると申し上げました。そ

して、いろいろな苦情があります。分析には、例えば余りにも制度が複雑になって市民自身がなかなか制度を理解してくれなくて窓口とトラブルになるというのもございますし、いろいろなケースがございます。今最近、大変国の制度が複雑になってきてございますので、なかなか市民にも理解しづらいというものも現実にごさいますして、問題はそれをいかに時間をかけて理解してもらおうか、または不幸にも行き違いでちょっと間違いがあったという場合には、その後の事後の対応をどうするかということもきちんと上司に報告し、その中でその結果を残してどう対応したかとわかるようにしていくことが一番次の問題を起ささないための解決の方法と。これは、行政である以上はトラブルがゼロというのはちょっと今日的な中では難しいと思います。現実には起こり得る、十分に起こり得ますけれども、問題はその対応の仕方をきちんとし、なるべく市民の誤解を与えないようにどうするかということが肝心かと存じておりますので、その内容の分析というのはいろんなパターンがあります。よくメールなんかで来るのですけれども、道路の維持管理が悪くて穴があいていて、そこで自転車で通ったときに倒れて壊れたと。自転車が壊れてしまったと。一体どうしてくれるのだという問題から、事例を挙げれば切りないぐらいございますけれども、問題はその事後処理と相手にじかに行ってどう話をするかと、そっちのほうを重点的にきちんとやっていって市民の信頼を得るほうが先だというふうに考えてございますので、それについては十分とは言えないまでもきちんとやっているというふうに思っておりますので、その辺についてはご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、通告のとおり、今回の一般質問では地域経済振興対策と砂川の基幹産業である農業振興対策について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1に、地域経済振興対策についてお伺いをいたします。政府の調査では、昨年の企業倒産件数は1万5,000件を超え、ことしの1月から6月までの倒産件数は8,169件で前年同月比8.2%の増となっております。さらに、質問通告後に発表された民間信用調査機関、調査会社の帝国データバンクの調査によると、8月の全国の企業倒産は前年同月比で2.4%増、前年同月比で15カ月連続の増となっております。中でも小売業の倒産が前年同月比の14.8%の増となり、従業員10人未満の企業倒産が全体の80.6%を占め、小規模倒産が目立っていると報告されております。倒産の主な要因では、販売不振など不況型倒産が82.4%で2005年の4月以降最高となりました。この調査会社は、今後の見通しとして雇用環境が一段と悪化し、小売業、卸売業、サービス業など内需型産業の倒産増加が一段と加速するおそれがあるとしております。また、9月3日に発表された7月の北海道の雇用情勢もきわめて悪く、7月の有効求人倍率は道内平均で0.32%、滝川公共職業安定所管内では0.29%で、4カ月連続で0.2%台となっており、深刻な状況が続いています。このように改善する兆候が見えない経済雇用情勢に地域の経済関係者や求職者は苦境に立たされていますので、次の3点について質問を

いたします。

1点目に、市内における中小企業等の倒産や廃業の実態と対策についてお伺いいたします。

2点目に、市内の雇用情勢と雇用拡大の具体策、特に冬場に仕事がなくなる季節労働者の雇用対策についてお伺いをいたします。

3点目に、地域の産業や生活を支えているのは農業と中小企業業者であります。この地域の、地域を足元から支えている農業や中小企業業者を最優先にした政策を打ち出すことにより、地域内の再投資力を高め、地域におけるお金の循環を向上させ、地域経済を持続的に発展させることが可能になります。こうしたことから、近年地域経済振興基本条例を制定する自治体がふえてきております。砂川市として地域経済振興基本条例の制定を検討するお考えはないかお伺いをいたします。

大きな2番目に、農業振興対策について質問をいたします。ことしは、春からの長雨、低温などの異常気象により農作物の生育は悪く、不稔や病害虫の発生などによる被害などによる収量の減と品質低下で農家収入は大幅に減収になる見込みであります。さらに、燃油や肥料などの生産資材の値上がり、米価の急落などと、急落を初めとする農産物の価格低迷により農家経営は深刻な状態に直面し、来年の営農見通しの立たないという状況だと言われております。昨日の市長の主要行政報告では、農作物の生育状況はおおむね順調だというふうに報告されておりますが、現状とはかなり違うような感じもいたしますので、次の2点について質問いたします。

ことしの市内の主な農作物の作況状況と農家経営の見通しについてお伺いいたします。

2点目に、北海道は異常気象対策本部などの設置を検討しているようですが、砂川としてもこの異常気象対策本部を設置し、国や道、関係機関に来年度に向けての営農支援対策を強く求めていくべきだと私は考えますが、その点についてお伺いをし、1回目の質問いたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、大きな1番、地域経済振興対策についてご答弁申し上げます。

（1）、市内における中小企業等の倒産、廃業の実態と対策についてでございますが、平成20年度は倒産4件、廃業6件のほかに閉鎖1件、休業1件、移転転出1件の合計13件で、新たに新規開設された法人が7件ございました。平成21年度は、9月1日現在、倒産はゼロ、廃業1件、その他に閉鎖2件、解散2件、移転転出1件の合計6件で、新たに新規開設された法人は3件の実態となっております。

次に、これらの対策でございますが、日本経済の景気後退から企業の資金繰りも大変厳しい状況となっており、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小、小規模企業の資金繰りを支援する制度として経済産業省中小企業庁は平成20年10月31日から開始した

緊急保証制度を改正して対象業種を融資、対象業種と融資内容を拡充し、現在781業種の中小、小規模企業の方々に資金繰り対策が講じられております。この制度の活用方法は、対象となる中小企業者等が市町村に申請書を提出し、認定書の交付を受け、民間金融機関及び信用保証協会に保証付きの融資を申し込み、審査を受けて融資が実行されております。現在当市では85件の申請書の提出を受け、認定書を交付しております。さらに、当市では中小企業等振興条例に基づき中小、小規模企業の方々に運転資金と設備資金の資金融資のほかに融資に係る信用保証料及び利子の補給を行う助成措置を講じており、中小企業者等の産業振興及び健全な発展のために支援しているところであります。

次に、(2)、市内の雇用情勢と雇用拡大対策についてであります。日本の経済状況は昨年10月から12月期に戦後最大のマイナス成長に落ち込みましたが、ことし4月から6月期に実質成長率がプラスに転じ、戦後最悪の落ち込みから脱しつつある状況になっておりますが、これからの日本経済をどのように立て直し、再浮揚させていくのか、成長戦略の策定と実行が急務となっております。中でも雇用情勢は大変厳しい状況で、7月の完全失業率は過去最悪の5.7%となっております。ご質問の滝川管内の7月の有効求人倍率は、前月より0.01ポイント改善し0.29倍となりましたが、依然として0.3倍を下回り、今年度に入り4カ月連続の厳しい状況となっております。市内企業における状況は、現在の従業員の雇用維持が大半を占め、新規雇用にまでは至らず、引き続き厳しい状況が続いているところであります。

次に、国の雇用拡大の具体策としては、昨年末の雇用調整助成金制度の見直しによって離職を食いとめる、完全失業率を抑え、短期的には雇用悪化を防ぐ効果が出ていると報道されております。季節労働者の雇用対策としては、2市2町で構成されております砂川地域通年雇用促進協議会において季節労働者の通年雇用の雇用対策を実施しているところであります。具体策としては、季節労働者相談窓口の開設と事業主を対象とした通年雇用化のための支援セミナー及び経営相談会の開催、通年雇用の情報を提供するパンフレットの作成及び配布、季節労働者を雇用する建設業を中心とした事業所に企業訪問して求人開拓事業などを行っております。さらに、季節労働者の通年雇用化を促進するための教育訓練とした技術講習会を開催し、フォークリフト運転、小型移動式クレーン運転、車両系建設機械の運転、玉掛け作業などの資格取得経費を全額助成する事業などでございます。

次に、(3)、地域経済振興基本条例(仮称)の制定についてご答弁申し上げます。ご質問いただきました(仮称)地域経済振興基本条例は、地域社会の発展に寄与することを目的に、中小企業の振興について基本となる方針や基本的な施策を定めた条例と思われませんが、当市では既に砂川市中小企業等振興条例が制定されており、市内中小企業者等が産業の振興と健全な発展と市勢の進展に寄与することを目的に、具体的な事業の施策とその事業に対する助成措置または資金融資を受けられる条例があり、また砂川市企業振興促進条例として市内企業や市外企業の企業誘致による新設、増設または移転する場合には補助

や援助を行うことができる実務的、具体的な条例が制定されております。お尋ねの（仮称）地域経済振興条例の制定については、既に実務的で具体性のある助成または補助並びに支援措置が定めてある当市の条例をより積極的に活用して地域経済を活性化させ、雇用の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、大きな2番、農業振興対策についてご答弁申し上げます。（1）、ことしの市内の主な農作物の作況状況と農家経営の見通しであります。空知農業改良普及センター中空知支所からの報告によりますと、9月1日現在の農作物作況状況は、水稻が遅速日数マイナス6日となっており、7月中旬から下旬の低温、日照不足の影響で生育のおくれや病害虫の発生などが見受けられております。病害虫等の発生状況ですが、カメムシの発生はやや少ないものの、長雨、日照不足からいもち病が一部地域に散見され、発生対応型防除方法をとるように営農指導してはりましたが、いもち病発生の際には米の収穫量の減収が予想されております。次に、稲のもみに実が入らない不稔対策は、深水管理の営農指導を行ってはりましたが、幼穂形成期から出穂開花期に低温、日照不足の影響を受け、不稔は避けられない状況となっております。タマネギは、玉肥大も順調で平年並みとなっており、リンゴも同じく果実肥大も平年並みで現在順調に推移しております。野菜は、作物によって収量が異なっております。最初に、トマトは低温、長雨、日照不足により灰色カビ病の影響を受けまして昨年より約10%の減収見込みと予想しており、一方ミニトマトは比較的灰色カビ病に強いことから平年作並みの収量が見込まれているところです。キュウリについては、6月から7月の低温、長雨、日照不足の影響から病気等も発生し、約5から6%の減収見込みとされております。このことから、水稻の作況指数はやや不良の95から98と予想され、収穫量の減収は避けられない見込みであります。タマネギの販売単価は、現在市場価格が高騰しておりますので、生産者団体では市場の動向を見ながら高値時に販売促進を行う早出しの出荷をしていると報告を受けており、野菜関係ではトマト、ミニトマト、キュウリの生産数量が減収しておりますが、市場動向が品薄から販売金額が高騰しており、生産額の落ち込みを販売額で取り戻すことができるかが今後の課題であり、生産者団体も市場動向の情報収集に全力を挙げて取り組み中であるとの報告を受けております。次にソバの作柄でございますが、長雨により適期の農作業ができなかったため一部の生産圃場で収量が激減しており、転作作物として生産面積が多いことから、過日水田農業推進協議会は緊急の総会を開催して、ソバの育成を助ける一連の農作業を行ってソバの栽培がなされていることが前提条件で、収穫を確認できるとの要件を満たした場合には全面積を助成金の交付対象として取り扱うことと決定しております。

以上でございますが、今後の農家経営の見通しについては農作物の品種別、経営形態により生産数量や販売単価の異なりがありますが、総体的に天候不順や病害虫の影響を受けた経営体については農家所得が減少すると予測されているところであります。

次に、（2）、異常気象対策本部の設置と来年度に向けての営農支援対策についてご答

弁申し上げます。天候不順による高温、低温、日照不足、干ばつ、長雨や台風による水害など、異常気象や天災による農作物の被害が相当規模を超えると見込まれる場合には対策本部を設置しなければならないと考えております。また、天災融資法の発動や激甚災害法の適用など、大冷害となった場合にも対策本部が設置されているものと、設置されるものと考えておりますが、現段階での対策本部の設置はまだ必要ないと判断しているところがありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、営農支援対策についてご答弁申し上げます。昨年実施されました燃油、肥料の価格高騰対策が本年も国や北海道及び生産者団体により営農支援対策が講じられるか否か、今後情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、現段階では農業生産資材等の価格動向次第では国、北海道及び生産者団体の対応を見きわめながら、昨年同様に営農支援対策を総合的に検討していただくように要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 詳しい答弁をいただきましたけれども、最初に市内の中小企業等の実態についてご報告がありました。なかなか景気回復がなされないため、国では一定の回復傾向にあると言いますが、地方では全然そういう状況はなくて一層厳しい状況になってきているというようなことから、今度の選挙では政権が交代をいたしましたけれども、この民主党さんのマニフェストには中小企業等の予算を3倍にふやしてくれるとか、それから緊急対策の支援対策も全企業に対象にするというようなことも含めて、大変期待も持てるわけでありましてけれども、そういった内容は今度の連立政権、3党による連立政権の政策合意の中にも含まれているということです。したがって、私たちは今の地方経済の実態を、あるいは中小企業の実態をやはり本当に国の政策にきちっと反映させていただくと。新政権で反映させていただくという点では、やっぱり新たな視点でこの運動を展開していくことが必要ですし、また地元の声を地方に上げていくことが大事な点でないかなというふうに思っております。その点で、これまでの国のやり方では景気回復もならないし、それから中小企業等のこの経営を安定させるということも、あるいは雇用を回復することもできなかったということから、今回の国民の厳しい審判が下ったものだというふうに私も思っておりますので、新しい政権に期待をするわけでありましてけれども、この新政権に向かってやはり地域の声を集めてこの地域経済、特に砂川市のような小さいまちでは、この地域の経済を支えているのは中小企業ですし、それから農業なのです。ここがしっかりと発展振興しなければ、地域経済の発展はあり得ないわけです。そこにやっぱり国の施策の充実をさせていただくという点で、ぜひ国に対して中小企業の今の置かれている現状、砂川市の例えば商工会議所さんのいろいろなお話も聞きますけれども、中には会員さんで会議所の会費もなかなか払うことも大変だと。隣の滝川商工会議所さんの新聞報道によれば、年間にこの会員が50件も廃業をしたということも報告されております。それ

から見れば、砂川の場合はまだ先ほどの報告では少ないのですけれども、しかし倒産、廃業の流れはとまっていけないというふうに考えますので、このあたり国に対して今後どういった点で要望していこうと考えておられるのか、まずお伺いしたいなというふうに思います。

それから、雇用対策で、特に季節労働者の対策ですけれども、冬期講習制度が、援護制度がなくなって、今お話ありましたように通年雇用促進事業、砂川地区通年雇用促進事業を実施してきましたが、実際にはこれが通年雇用につながっているのかどうかと。それは、先ほどの答弁にもありましたように企業が新しい人を採用できるような力がないわけで、そこに幾ら通年雇用しなさいと言って企業訪問しても、企業のほうでも訪問されてもどうにもならないという声が聞かされているという状況があります。ですから、この通年雇用促進事業をいろいろ担当者の皆さんはご苦労されていると思うのですけれども、実際にはほとんど効果が上がっていないのではないかというふうに考えますが、このあたり具体的な効果が上がっているのか、お伺いしたいなというふうに思っています。

特にこれから冬場にかけて仕事がなくなる季節労働者の皆さんに対して、きのうも緊急雇用対策の補正予算がありましたけれども、しかしあれは9月の採用ですから季節労働者の皆さんにはもう間に合わないのです、仕事が終わって。ですから、この本当にわずかな一時金、40日の一時金だけで一冬を暮らさなければならぬという季節労働者の状況を見ると、やはり何らかの対策を国に対して求めていくと同時に、砂川市としても当然行っていかなければならぬのではないかと。きのうの市長の行政報告にもありましたように、ことし交付税がふえた、6.何%かふえましたけれども、その中には雇用推進対策というのが入っているのです。市町村としてもそういう対策をしっかりとやりなさいということが言われているというふうに思うのですけれども、そういったことを活用してこれから例えば冬場に向かっては除雪、除排雪、高齢者のお宅とか、いろんな点、福祉サービスを行うのを含めた、そういった仕事の確保で雇用の拡大を図っていく、あるいはそういう冬場の仕事を確保していくということが必要でないかというふうに考えますけれども、そのあたりのお考えがあるのかどうかお伺いしたいというふうに思っております。

それから、地域経済振興基本条例については、うちには中小企業の条例があるから、それをしていくのでいいのだというお考えがあるのですけれども、これは本当に地域の経済振興、活力をしていくためには中小企業、砂川でも始まっている農業の方々あるいは商工農の人たちが力を合わせて新しい産業を興していくということが非常に大事なことであって、その人たちがまちの経済のやっばり中心を担っていくのだということで、行政だけでなくそういった人たちも含めて、やはり中小企業者の責務もありますし、農家のやっばり果たすべき役割もあるだろうし、そうした市民が全体となって地域の経済を掘り起こしていこうということで今各地でこの制定が検討され、幾つかのところでは自治体で制定されつつあります。それは、皆さんもご承知のとおり中小企業基本法が改定されまして、こ

の中小企業基本法の第6条に国の責務とあわせて地方公共団体の責務という条項が加わったのです。地方公共団体は、この中小基本法の理念にのっとり、中小企業に関して国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに規定をされて、これまでは中小企業対策、国が基本になっているのだけれども、国の仕事と同時に、地方自治体がやっぱりみずからの自然的、社会的、経済的條件を踏まえて、砂川では砂川のその状況を踏まえて、どういうふうな地域振興を發展させていくのかということをやっぱり皆さんで考えて、その方向に向かって地域経済振興をさせていくという基本的な条例を制定してやっていこうというのが今先進的な地域で起こっていることでありまして、先ほどありました振興条例とか、それは具体的なことであるので、やっぱり砂川市の産業、経済を基本的にどういう方向に發展させていくのかということをはっきりすることによって、行政だけでなく中小企業の方々あるいは農業を、これは皆さんのそういう責務も明らかになっていくという点で、そういうことを検討するお考えはないかということでは提案をしたわけですが、この点についてそのようなお考えは全くないのかどうかお伺いしたいというふうに思っております。

農業の問題では、今作況について詳しいご答弁がありました。きのうの先ほど言いました市長の行政報告は8月14日付ということで、私は本当は9月1日でわかっているのであれば、きのう報告してほしかったのです、きのう。ですから、やはり2週間もあるわけですから、最も新しい情報を報告していただきたかったのだけれども、きのうのを見れば、全く問題がないような判断になっていたの、私はやっぱりちょっと違うのではないかと、うふうに思いました。今もお話ありましたけれども、まだうちは具体的な砂川市として調査はしていませんから、先ほどの答弁ではあれなのですけれども、例えば水稲でいえば平年では不稔が5%が普通なのです。でも、もう新十津川とか芦別とか、この辺では深川とかというふうに皆さん、道の農政委員会でいろんな地区とか調査に入って、普及所も調査に入っていますけれども、地域の差はありますけれども、15%から17%あるいは20%、多いところでは不稔が30%という地域もあります。そこで、うちの場合は不稔が少ないのか多いのか、やはりそこら辺はやはり実際に調査をして報告していただかないと砂川の状況がわからないと。芦別では、かなり大変だという報告もあります。

それから、先ほど話ありましたソバは、収穫がもう間もなく終わろうとしていますけれども、砂川の転作の主なことですが、やっぱり水田にソバを転作するということは、もともと水田は水をためるところですから、ちょうどソバをまくときの雨の長雨によってまいしたソバが生えなかったり、あるいは生えても消えてしまったりということで非常に収穫が少ない水田が私の見る限りでは多いです。立派に成長しているところもありますけれども、それはきちっと乾燥しているところはそうやってきますが、そうではないところは半分ぐらいしか生えなかったりという状況もあって、非常に大きな減収になるのではないかと

うことが言われておりますし、さらにこの普及所の調査によればカボチャにしてもバレイシヨにしてもかなり収量が落ちていたり、それからまた品質も低下していると。砂川には栽培されていませんけれども、麦も豆類も、小豆等の豆類も20%以上の被害があると。麦は数%、先日新聞に出ましたけれども、2割の減というふうな報告されていますけれども、そのように大きな減収の状況になっているのです。

それで、私がお願いしたいのは、やはり共済組合とか、そういうところでも調査をしますけれども、やはりこういったときには行政としても農政、農業の調査をしっかりとさせていただいて、そして市としての対応策をとっていただきたいなというふうに思っておりますけれども、この点では普及センターとか、あるいは農協さんとか、そういうところとの協力をしながら、ぜひ正確な砂川市の農業農作況調査をしていただいて、その上に立って先ほど部長ありましたようにやはり対策本部が設けるか、あるいはそこまでいなくてもやっぱり対策会議というのを開いて国や道に対する支援対策、それから部長答弁ありましたように来年の営農に向けては燃油や肥料の高騰等に対する対応策もありますので、やっぱりいち早く声を上げて砂川市の農家経営をしっかりと守るという立場に立っていただきたいというふうに思いますが、そのあたりについてのご見解をお伺いして2回目の質疑いたします。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員の2回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

土田政己議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君 それでは、2回目のご質問についてご答弁申し上げます。5点ばかりご質問いただいたと思います。

最初の1点目でございますけれども、地域経済の発展の関係から、まず国にどのような形で要望するかということでございますが、労働行政に関係する行政機関にはいろいろございますが、担当者会議から始まりまして全道市長会までございます。機会あるごとに関係機関に北海道における冬期間の特殊事情もありますので、雇用対策の強化について要望などを続けてまいりたいと考えてございます。

2点目でございますけれども、通年雇用の関係について効果が上がっていないのではないかという関係でございますけれども、季節労働者と冬期援護制度が平成18年度で廃止されまして、特例一時金も50日から40日に削減されたこと。大変厳しい状況ということでは認識してございます。それにかわる制度として、季節労働者を通年雇用に移行させる

ために制度化されたものがこの通年雇用促進支援事業でございますので、これがご指摘のとおり非常に使いづらいという面もございます。事あるごとに北海道の気象条件の厳しい積雪寒冷地における季節的業務に従事する労働者の方の雇用状況というのは大変厳しいということでご説明申し上げまして、このような労働環境の中で特例一時金が削減されるということは非常に残念な制度改正でございますけれども、事あるごとに要望している状況でございますので、まずご理解いただきたいと存じます。

続きまして、3点目、地域経済振興基本条例の関係でございますけれども、地域経済振興策の基本となるものにつきまして、本市では第5期総合計画に「活力に満ちた明日を築くまちづくり」として商業、工業の振興策の基本を定めてございまして、この総合計画に基づいて具体的、実務的な各種事業を実施するために本市の条例に中小企業の皆様に助成措置だとか資金融資制度などの施策を含めて、定めて地域経済の振興に利用、活用していただきたいと。それが市内経済の振興に結びつけていただきたいと思うところでございます。

4点目でございますけれども、農業の関係でございます。水稲の関係で、いろいろ不稔があるということでございますけれども、農作物の生育状況につきましては水稲の不稔が懸念されているところでございますけれども、今週の20日、21日に中空知農業共済組合で収量調査を行う予定ということで聞いてございますし、この報告結果を受けまして収量予測が確認できるものということで判断してございます。低温や日照不足で不稔が心配されておりますけれども、同じ品種や移植日でも水田によって不稔の割合が大きく差があるということでされておりますので、今期は天候不順続きで出来秋が心配されておりますが、個人によって多少の差は出るということで思っております。ご指摘のとおり、不稔により減収となった場合には農業共済制度によって農家の個別反収にもよりますが、平年作の9割まで補てんされるということで、セーフティーネットと申しましょうか、大きな農業所得の減収にはならないのではないかと考えているところでございます。

5点目でございますが、対策本部だとか、そのような設置でございますけれども、前段でもご答弁申し上げましたとおり農作物の被害が相当規模を超えると見込まれる場合には対策本部を設置する必要がございますけれども、現段階ではまだ必要ないと判断しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 特に北海道の季節労働者問題は、今お話がありましたように大変厳しいし、この経済状況のもとでは本当にこの冬大変だと思うのです。したがって、ぜひ今部長答弁ありましたように、あるいは関係機関を通じて強く要望していただきたいし、先ほど言いましたが、果たして新政権でどうなるか、ぜひそのとおりにやっていただきたいというふうにも思っておりますので、やっぱり強く反映させていただきたいなというふうに思っ

ております。と同時に、やっぱり市としても緊急にできることをやはり、何人かの人でも対策でやっぱり仕事につけると。どうしても大変な人たちは、雇用できるような対策も打たないと、国だけでというふうにならないので、基本的には国なのですけれども、やっぱり行政としてもそのあたり実態を見て、本当に一時金40日だけでは大変なことは、もうだれが見ても明らかですから、やっぱりその人たちの支援体制がとれるような対策をとっていただきたいと思うのです。今その人たちを、また企業に対してそういう人たちを雇えと言ったって、今の状況ではそれはできない状況ですから、このときほどやっぱり国や道や行政がやはりその支援対策をしっかりとらないと、中小企業自身もつぶれてしまうし、そこに働く皆さんも大変な事態になってしまうというようなことになろうかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、基本条例の考え方はわかりましたけれども、第5期総合計画に基づいて。今は、まだ第6期計画が検討されておりますけれども、やはり今非常に大事なことは改めて地域の産業、地域の砂川で言えば中小企業、農業ですけれども、そこを基本とした地域経済の掘り起こしをしないと、今までの政治は大企業がよくなれば中小企業もよくなるということがやってきたのがもう行き詰まってしまったわけですから、やはり地元の企業から、または私たち自身も地域の経済をどうするのかと。先ほど言いましたように、中小企業の皆さんも農家の皆さんも一緒になって考えて、そして農工商の連携、砂川でもありますし、そういう点を力を合わせながら砂川の例えば農産物を使って新しい製品を開発するとか、あるいはそれによって雇用の拡大を図っていくとか、やっぱり連携しながら地域産業を掘り起こしていくということが非常に大事だというふうに思うのです。その視点で、やはり私たちは今こそ地域が主体となって取り組んでいく時期に来ているし、またそういう状況にあるものと思っておりますので、ぜひ基本条例の制定は難しくても、難しいにしてもそういう対策を含めたやっぱり連携していく会議なり、連携をとる対策をしっかりとっていただきたいと思っておりますが、そのあたりのお考えについてお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、農業については、今言われましたように20日、21日、共済の調査もありますし、これから農業委員会さんも調査されるということもありますから、そのときに実態が出てくるというふうに思うのでありますけれども、ただ私がここで質問をしたのは以前、相当前のときですけれども、前市長のときのこと私も思い出すのですけれども、いや、そんなに全然被害はないのだと、冷害ではないのだと言ってしまって、後になってそうでないということがわかって大変になったことがあるのです。それでは手おくれになるので、やはり来年の支援対策をとる上では正確な作況状況と、それから先ほど言いましたように農家経済の状況がありますから、部長言われたように価格が高くなって農家の経済はよくなっているのか、それとも肥料や燃油その他が高騰して、それを差し引くと農家経営がよくなっているのか悪くなっているのか、そういうことで見ると私はマイナスになっ

ていると思うのです、多少価格が上がったにしても。それから、トマトの選果場について聞けば、先ほどトマトは10%ぐらいの減だと言われましたけれども、先日聞いてきましたら5万ケースぐらい少ないのです、昨年より出荷の部分が。総数で約2割近いと言っているのです、担当者の皆さん。これやっぱり砂川の主要なトマトがやっぱり5万ケースも少ないとなれば、これはやっぱり砂川市の農業に大きな影響、多少もし値段が上がったにしたって恐らく肥料や燃油の高騰に加えて悩んでいると思うのです。したがって、ぜひその作況状況と、それから農家経済をめぐる状態を正確に分析して、やっぱり私どもとしては来年やっぱり一人の離農者も出さないような対策をぜひ農業関係機関等と連携しながらやっていくことが必要だというふうに考えますので、そのあたりのお考えがあればお願いしたいのと、先ほどは生産資材の対策については国、道の要綱、動向を見ていくというふうにご答弁がありましたけれども、それも非常に重要なことですが、やはり市としての具体策もそういう状況を分析して市としての具体策も早急に検討していただきたいなというふうに思いますので、そのあたりのご見解をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 3点ばかりご質問をいただいたかと思えます。

1点目が基本条例の関係でございますけれども、第5期総合計画に基づいた形で各種施策を実施しているわけでございますけれども、今後につきましてもこの第6期の総合計画におきまして、今現在担当部署のほうでは検討してございますけれども、農業、商業、工業の連携など今後それらの施策を第6期の総合計画の中で対策で考えていくような形で現在連絡会議等で協議を検討しているところでございますので、今後産業の振興におかれましてはこのような形で同じく市の総合計画の中で反映して具体的、実務的なものは各条例の中で実施していくということで考えてございます。

それから、農業の関係につきましては、農業生産資材の価格動向関係につきましては地元のJAさんに聞きますと、肥料につきましてはいろいろ20年と比較しますと29%ほど上昇していると。農薬についても5%ほど上昇しています。一般資材についても10%値上げしてございますけれども、燃料は逆に70%値下がりしておるということでございますので、このことから農業生産団体と営農対策の取り組み目標としては、今後肥料の関係につきましては土壌診断調査などによって、個々の圃場に合った施肥基準を示して過度とならない施肥基準を設けるなどして環境、省力、低コスト化の栽培技術の普及で取り組みながら農業所得の向上に今対策をとっていきたいと思っておりますし、当然農業関係団体の農協さんなり、普及所さんなり、共済組合など営農対策を毎年、毎月この時期開催しながら現在の作況状況だとか、今後の営農対策だとか、営農指導も含めて関係団体の職員が集まって会議を検討してございます。本年につきましてもこのような天候不順の関係から、引き続き営農対策の中でどのような指導が適切なのかを検討しながら農業振興に努

めてまいりたいと考えてございます。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後 2時18分